

重点対象に対する本市の令和5年度の実施に関する委員からの事前質問・意見への回答

重点対象1 若年者に関する事

No.	委員名	該当資料 該当箇所	分類	内容	回答	担当課
1	佐藤博委員	資料2 2ページ、8ページ	質問	対象層別にどういった原因動機が多いのかを洗い出し、それを踏まえた取組を検討されています。令和3年度第2回会議意見書において質問したように、健康問題に至る手前の段階及び要因の組み合わせによる関連する背景からの支援が必要であるところ、こうした自殺実態の把握としてどのような作業を進めているのかお伺いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の自殺対策計画においても、自死につながり得る様々な要因については記載しており、うつ病に代表されるような健康問題のみの対策では十分でないことを認識しております。しかし、健康問題に至る手前の段階及び関連する背景、原因動機間の関連性や順序性などについて、明らかにした資料はなく、自殺対策計画を立案しているほとんどの地方自治体が悩んでいるところです。</li> <li>今後、国の指定法人であるいのち支える自殺対策推進センターが行う、自殺未遂者の継続的な把握、分析等の結果（いわゆる自殺未遂者等レジストリ）から、こうした点についての知見が提供されることに期待したいと存じます。</li> </ul>	障害者支援課
2	佐藤博委員	資料2 4ページ、5ページ	質問	令和5年度にスクールソーシャルワーカーの拡充とありますが、これは、教育委員会のスクールソーシャルワーカー増員計画に沿う形ということなのでしょうか。それとも、いままでこちらの対応が薄かったためということなのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでは派遣要請があった学校を訪問して相談対応に当たっていたが、試行的に中学校を拠点に、近隣の小学校にも巡回訪問を行ったところ、相談件数が大幅に増加したことから、令和5年度はSSWを増員し、拠点校を増やして、より相談しやすい体制となるよう整えていくものです。今後については、その効果を見極めながら検討いたします。</li> </ul>	教育相談課
3	鈴木琴似委員	資料2 全般	質問	いじめや不登校の増加により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、仙台市のチームによる学校訪問と様々な施策がされてきた。委員会でスクールカウンセラー等の相談件数、稼働状況、相談内容について質問したところ統計はとってないと回答されたが、現状も変わっていないのか。配置により改善されたか評価はどのように考えているのか。 児童、生徒らへのアンケートによると、不登校の理由や学校で困っていることの要因の第一位は学校の先生との関係で次に友達関係、家庭環境と続く。学校の先生と上手くいっていないと感じた時にスクールカウンセラーに相談して解決に繋がるのか。その他にも支援の繋ぎ先としてどんな施設や窓口があるのかお聞きしたい。また、家庭環境の調整が必要と思われる場合、どのように対応しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラー等の相談件数に関する統計をまとめており、配置校における具体的な相談状況については、全校を対象にヒアリングを実施して把握に努めているところです。なお、相談内容に統計に関する公表は行っていません。</li> <li>先生との関係に係る相談については、SCの助言に加えて、場合によっては相談者の承諾を得た上で管理職に情報提供し、組織として対応するケースもあります。なお、教員の対応に関しては、教育委員会の教職員課が相談窓口となっています。</li> <li>家庭環境の調整が必要と思われる場合は、SSWを学校に派遣し、福祉サービスの紹介や社会資源に関する情報提供等、関係機関との連携についてサポートしています。</li> </ul>	教育相談課

重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者に関すること

No.	委員名	該当資料 該当箇所	分類	内容	回答	担当課
1	佐藤博委員	資料2 13 ページ	質問	<p>仙台市は、かなり自殺対策では先進的に工夫されて取組まれている事例が多いと感心しております。それなのに、先進事例データベースに提出された事例がないことが残念です。なぜ、事例の提出がないのでしょうか。例えば、P13④のNo. 60 自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツール作成と活用、No. 61 自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施の取組みなんかは、令和5年度にご提供いただければと思うのですが。（仙台市が「イヤ、こちらの事例です。」というのであればなお、結構ですが。）</p>	<p>・自死対策の基本業務であるゲートキーパー養成研修やハイリスク者支援に携わる専門職向けの人材育成の取り組み（No. 60、No. 61）については、貴センターのデータベースが対象としている「先進優良事例」には該当しないとの認識であったため、提出を見送っておりました。その他の取り組みとして、若年層を対象とした普及啓発活動があり、ピアエデュケーションの手法を取り入れ、高校・大学等と連携するなどして活動を広げてきた経過があることから、令和5年度以降での提出を検討しております。</p>	精神保健福祉総合センター